

鹿児島県出水市（国内 19 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る  
疫学調査チームの現地調査概要

令和 4 年 11 月 27 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は周辺を雑木林で囲まれており、調査時、農場付近においてスズメやカラスが観察された。
- ② 当該農場はウインドウレス鶏舎が 8 棟あり、発生時には 1 鶏舎当たり約 5～8 万羽の採卵鶏が飼養されていた。発生鶏舎は 2 階建てで 1 階及び 2 階はそれぞれ直立 4 段及び 3 段ケージが背中合わせで 4 列あった。
- ③ 当該農場は国内 17 例目発生農場を中心とした半径 3 km 以内の移動制限区域内に位置している。

2 通報までの経緯

- ① 17 例目の発生に伴い 11 月 25 日に実施した周辺農場検査において陰性が確認されていた。
- ② 飼養管理者によると、発生鶏舎（通報時 575 日齢）での 11 月 25 日までの 1 日当たりの死亡羽数は 10 羽程度であったとのこと。
- ③ 11 月 26 日朝の健康観察時に鶏舎 1 階の 3、4 列目中央付近において死亡羽数増加の異変を感知したことから管理獣医師に連絡し、その後、管理獣医師から家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ④ 管理獣医師に連絡後、再度当該鶏舎に立ち入った際には、同列で死亡鶏が更に増加しており、数か所のケージで複数羽まとまって死亡している様子が確認されたとのこと。死亡鶏は 66 羽で、1 階の中段及び 2 階の下段で多く確認されたとのこと。
- ⑤ 飼養管理者によると、当該鶏舎において産卵率の低下や異常卵、食欲の低下等の異状は認められなかったとのこと。
- ⑥ 疫学調査時（11 月 27 日午後）は、通報時と同様の場所を中心に、発生鶏舎全体で死亡、沈鬱、チアノーゼ等の症状を示す鶏が多数確認された。なお、それ以外の鶏舎では異状は認められなかった。

3 管理人及び従業員

- ① 当該農場では正社員 17 名とパート職員 2 名の計 19 名の従業員が勤務しており、正社員のうち 10 名が鶏の飼養管理、7 名が集卵業務に従事し、パート職員は集卵業務にのみ従事していたとのこと。集卵作業者は鶏舎内作業は行わないとのこと。
- ② 鶏舎ごとの担当者は決められておらず、その日に出勤する従業員の中で担当する鶏舎を割り当てていたとのこと。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 当該農場には従業員用及び車両用の 2 か所の出入口があり、立入禁止看板やゲートが設置されていた。衛生管理区域の周囲は柵等の境界は設置されていなかった。
- ② 車両が農場に入る際には、車両入口に設置されていた自動消毒ゲートで車両消毒を実施しているとのこと。
- ③ 飼養管理者によると、従業員は衛生管理区域入口の向かいに設置された更衣室で衛生管理区域専用作業着及び長靴を着用し、手指消毒を実施し、農場入口で靴底消毒を行なった上で、衛生管理区域に入っていたとのこと。
- ④ 各鶏舎に入る際には、鶏舎外側に踏込み消毒槽（逆性石けん、毎日交換）を設置し、靴底消毒を実施した後、鶏舎入口に設定した靴の履替えエリアにおいて鶏舎専用長靴への履替え及び手袋の着用を行っていたが、鶏舎間で作業手袋の交換は行わ

れていなかった。

- ⑤ 飼料運搬業者、集卵業者及び生鳥輸送業者は、系列会社のマニュアルに基づき衛生管理区域に入る際の消毒、更衣等を実施していたとのこと。
- ⑥ 飼養管理者によると、各鶏舎周辺には消石灰を定期的に散布し、加えて、週に2回消毒液を散布していたとのこと。
- ⑦ 換気は自動で行われており、鶏舎側面の壁から入気し、鶏舎奥の壁に設置された換気扇から排気していた。調査時、鶏舎の入気口には金網（編目の大きさは1 cm×1 cm）が設置されていたが、一部に破損が確認された。また、換気扇のシャッターが一部破損及び故障し、換気扇が停止中でも開口している部分が確認された。鶏舎手前の壁にはクーリングパッドと金網が設置されており、調査時は内側のパネルが閉鎖されていた。
- ⑧ 飼料は計量室における計量後、飼料ラインを通して自動で給餌する構造になっていた。飼料タンクには蓋がされていたが、計量室内には多数のネズミの糞やかじり跡のほか、小型哺乳動物の糞が確認された。
- ⑨ 飼養鶏への給与水は井戸水（地下水）を使用しており、次亜塩素酸による消毒を実施しているとのこと。
- ⑩ 飼養管理者によると、鶏舎毎のオールイン・オールアウトを実施しており、オールアウト後は鶏舎内の清掃・消毒を行い、その後の空舎期間は1か月半程度設けていたとのこと。
- ⑪ 各鶏舎は集卵コンベアでつながっており、集卵室が農場中心に位置していた。集卵コンベアの上部はカバーがかかっていたが、各鶏舎からの接続部にシャッターは設置されていなかった。
- ⑫ 鶏糞は、除糞ベルトを5日に1回稼働して鶏舎内から搬出しているとのこと。発生鶏舎及びその両側の鶏舎は除糞ベルトがつながっており、鶏舎内開口部には稼働時以外には蓋がされていた。鶏糞は除糞ベルトで乾燥舎へ運搬され、乾燥後、場内の焼却施設で焼却していた。それ以外の鶏舎からの鶏糞はトラックで場内の堆肥舎に運搬され、堆肥化後に出荷していた。
- ⑬ 健康観察を毎日1回行っており、死亡鶏は健康観察時に集め、全ての鶏舎の死亡鶏をまとめて敷地内の死亡鶏保管庫に保管していた。保管庫からは2週間に1回の頻度で業者が回収していた。
- ⑭ 敷地内にある堆肥舎は他の農場との共有は行っていないとのこと。

## 5 野鳥・野生動物対策

- ① 農場付近及び農場内において、スズメやカラスが多数確認されるほか、農場内でネコを見かけるとのこと。調査時、発生鶏舎のクーリングパッド内側パネルにネコと思われる足跡を確認したほか、堆肥舎内に侵入しているカラスやネコを見かけた。調査時、鶏舎外に野生動物に食べられたと思われる鶏の死体を見かけた。
- ② 鶏舎内でネズミを時折見かけ、ネズミ対策として殺鼠剤を散布しているとのこと。調査時、鶏舎内には、ネズミの糞やかじり跡が確認された。

（以上）